

# 地方公営企業法の適用に関する研究会（第1回）

## 1 開催日時等

- 開催日時： 平成25年7月4日（木）13:30～16:00
- 場 所： 都道府県会館4階410会議室
- 出席者： 鈴木（豊）座長、江戸川委員、遠藤委員、柿崎委員、  
菊池委員、小室委員、鈴木（勲）委員、古谷委員、山崎委員  
佐藤自治財政局長、黒田大臣官房審議官、  
村中大臣官房審議官、米田公営企業課長  
廣澤公営企業経営室長、公営企業課北澤理事官 他

## 2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

## 3 配布資料

- (資料1) 開催要綱及び委員名簿
- (資料2) 検討スケジュール（案）
- (資料3) 地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題
- (資料4) 「地方公営企業法の適用に関する調査研究会」（H24自治総合センター）における論点整理の状況
- (資料5) 各事業の概要
- (資料6) 地方公共団体向けアンケート

## 4 座長の選出

鈴木豊委員を本研究会の座長に選出

## 5 次回研究会日程

第2回研究会については、平成25年8月6日（火）15:00からとする。

## 6 概要

### (1) 事務局より資料 1~6 について説明

### (2) 出席者等からの主な意見

- ・ 特に規模の小さな町村を中心に、「法適化の趣旨は理解できるが、実際の問題として移行は困難」との反応が出てくることが予想されるが、その点については、可能な範囲の手当、配慮が必要。一方、財政状況や経営状況が明らかになるのを避けるためとの理由で、法適化を行えないという理屈は、説得力を欠くであろう。
- ・ 中小規模団体の立場からすれば、法適化の趣旨としては理解できるが、一律に法適化を行うことについては、しっくりこない部分がある。
- ・ 規模が小さいがゆえに、当該事業以外を含めた、トータルで住民サービスを考えた場合に、当該事業に企業会計を用いて適正料金を設定し、料金収入のみで賄っていくというのは難しい部分もある。
- ・ 法適化と合わせた上下水道事業の組織統合等、行政改革推進プランの項目の一つとして、事業の抜本的見直しを行うといった具体的事例なども、今後の法適化に向けた参考となるのではないか。
- ・ 経営状況を議員や住民等が知るようになるためには、企業会計的な財務諸表等を作成しての説明は大切。なお、複式簿記はあくまでツールであり、それをマネジメントにどう活用するかが重要である。
- ・ 料金算定及び将来の資産の維持更新計画の策定のためにも、公営企業に導入するメリットは大きい。将来の更新投資に対するマネジメント、そのための将来負担の把握のためには、規模に関わらず原則として、資産台帳整備を行い、企業会計化することは大切であり、法適化を通じてやっていくべきである。
- ・ 首長も担当職員も含めて、公営企業の制度と経営のあり方を十分に理解できているとは言えない。すでに、各地方公共団体では、施設維持が困難となっているのではないかと考える。会計制度の見直しについては、これまで何度も議論を行ってきたところであり、今回の議論で、(財務適用の拡大を) やるという結論を出した方がいい。
- ・ 今回議論を行う法適用の義務化においては、企業会計の導入が形だけになることを防ぐ意味でも、人材育成やサポート体制等を考えていかなければならないのではないか。
- ・ 法適化における、資産評価（資産情報の整備）については、ある程度簡便的なものを認めていかないと、移行作業がかなり負荷の高いものとなるため、一定の配慮が必要である。